

令和2年度 第10回金谷区地域協議会

次 第

日時：令和3年2月9日(火)午後6時～
会場：福祉交流プラザ2階 第1会議室

1 開 会

2 議題等の確認

○ 委員勉強会

「防災士の役割と防災士から見た金谷区の課題について」

講師：上越市防災士会 会長 大滝 利彦 様

3 議題

(1) 自主的審議事項「金谷区の防災機能強化について」

(2) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等について

4 事務連絡

5 閉 会

[上越市地域活動支援事業 令和3年度実施分 募集要項 (案)]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

令和3年 4月1日 (木) から
4月30日 (金) まで【**必着**】

(郵送の場合は消印有効)

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために**直接必要な経費を補助**します。

《ここがポイント！1》

- (1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)令和4年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 金谷区の範囲

町内会名

上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、灰塚、地頭方、青木、上中田、中通町、向橋、中田原、大貫、金谷、神山、平山、飯、御殿山町、上昭和町、昭和町1丁目、昭和町2丁目、滝寺、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

金谷区の採択方針

豊かな地域資源を活用し、将来を見据え、自然と調和し、地域コミュニティと連帯性を高める「まちづくり」に住民自ら取り組み、住み続けたい地域づくりを進める。

このような、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

《優先して採択する事業》

【観光振興】

例：観光振興事業／地域住民が掘り起こし、観光資源として活用するまちおこし事業／観光広報・案内事業

【中山間地対策】

例：中山間地活性化事業／地域資源活用事業

【安全・安心】

例：交通安全確保事業／防犯・防災による安全安心なまちづくり事業

【施設の利用促進】

例：区内施設の利用促進事業

【まちづくり啓発】

例：まちづくりの普及啓発事業

【少子高齢化対策】

例：少子高齢化に対応した介護・子育てへの直接的・間接的応援事業／食育啓蒙事業／高齢者福祉事業／要援護者の把握・連携・対応事業

【農業・地産地消】

例：地産地消の促進事業／農業体験事業

【教育文化】

例：教育文化の継承・啓発・振興事業

昨年度採択された事例

(令和2年度の事業のうち

2件の写真を掲載)

※優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。(「その他の事業」として採択)

《ここがポイント! 2》

次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(2) 審査基準

地域協議会では、提案者からの事業説明を受け、次の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行い、その結果をもとに補助事業としての採否を決定します。

- （ア）基本審査：提案事業が“地域活動支援事業の目的と合致しているか”を確認します。基本審査の結果、「適合しない」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- （イ）優先採択審査：提案事業が「金谷区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業ではない「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位となります。
- （ウ）共通審査項目に基づく審査：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業を採点（配点は各項目 0～5 点）します。その後、全委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。なお、集計の結果、得点が満点の半数に満たない場合は、不採択となります。

審査項目	配点	審査の視点
①公益性	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	5 点	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！3》【自己評価】+【書類審査】+【説明】

- ①審査の参考とするため、表の審査の視点について自己評価をしていただきます。自己評価の結果は、所定の様式に記入し、事業提案書とあわせて提出してください。
- ②提出いただいた書類による審査のほか、提案者から事業内容やそのねらい等を短時間で説明（プレゼンテーション）していただきます。
- ③地域協議会の審査では、（ア）～（ウ）の審査を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、自己評価票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに郵送（消印有効）又は持参等で提出してください。

《ここがポイント！4》

- ①提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ②補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ④自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ⑤提案に必要な様式及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口と金谷地区公民館に備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和3年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。金谷区における補助金額の下限は5万円、上限は金谷区の予算の範囲内です。

《金谷区の予算 ●●●万円》

《ここがポイント！5》

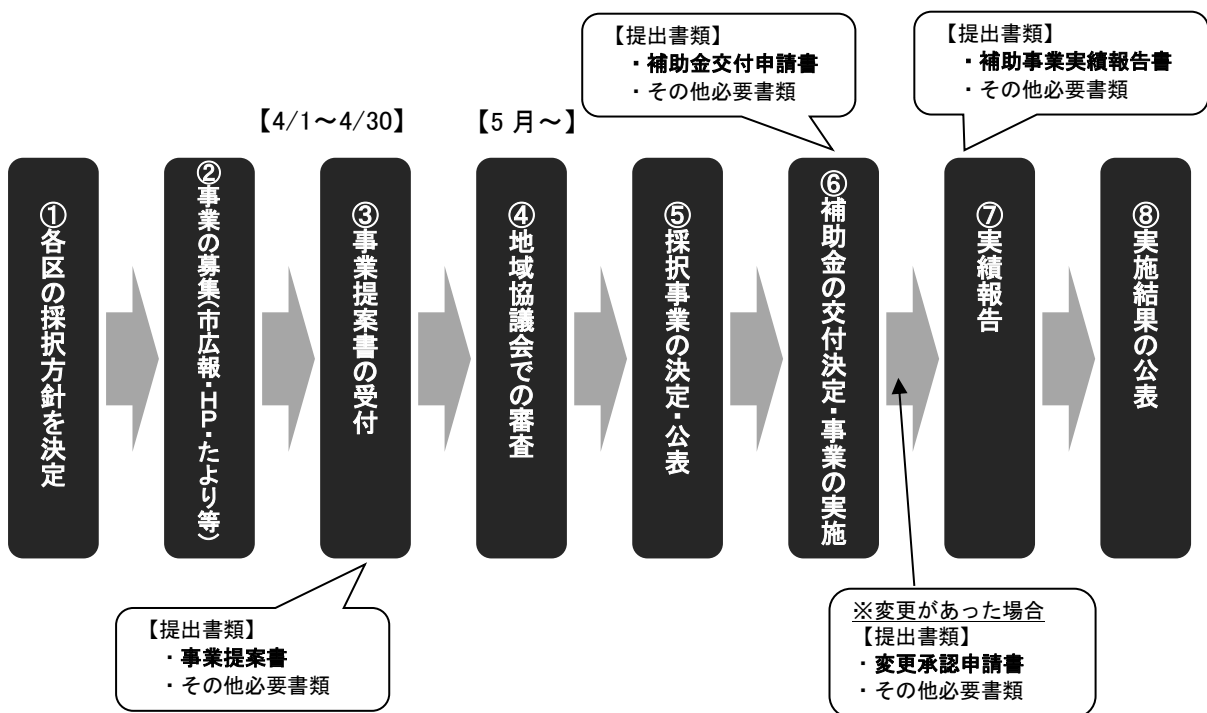
- ・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、お気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

金谷区の担当事務所

南部まちづくりセンター

〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)

TEL 025-522-8831



—事業全体の問合せ先—

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
TEL 025-526-5111



1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2. 提案する事業の自己評価

提案事業が審査項目の「審査の視点」にどのように適合するか、自己評価してください。

審査項目	審査の視点	記入欄（簡潔に記入）
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・地域の実情や住民要望に対応したもののか ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか 	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに、全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。
（仮採点しておくことが望ましい）
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明後の委員による質疑内容は、的を絞って簡潔に行う。
- ⑤事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑥審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑦「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑧基本審査は、**地域の課題解決や活力向上につながる内容か、自発的・主体的な活動かどうかの視点で判断する。**
※判断の視点において一つでも該当しない項目がある場合は「適合しない」とする。
- ⑨優先採択審査は、「該当する・該当しない」の別を記入する。
- ⑩共通審査は、審査項目ごとに0点から5点の間**の整数**で採点し、点数を採点欄に記入する。
- ⑪記入後は「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑫審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、事業ごとに審査・採点結果を集計する。
- ②基本審査の結果を集計し、審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の他の審査・採点結果は集計しない。
- ③上記②の事業を除き、全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ④ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。（単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で小数点以下の端数処理を行う）

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が「該当しない」と判断した事業は、優先採択事業にはならず「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ(満点は100点)

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	優先	100
2	事業B（イベント）	○	優先	90
3	事業D（観光振興）	○	優先	80
4	事業E（文化）	○	優先	70
5	事業F（施設整備）	○	優先	50
6	事業H（イベント）	○	その他	60
—	事業C（イベント）	○	優先	30
—	事業G（施設整備）	×	—	出さない

不採択（点数が満点の半数に満たず）
不採択（基本審査で過半数が「適合しない」）

2. 採択の基本的なルール

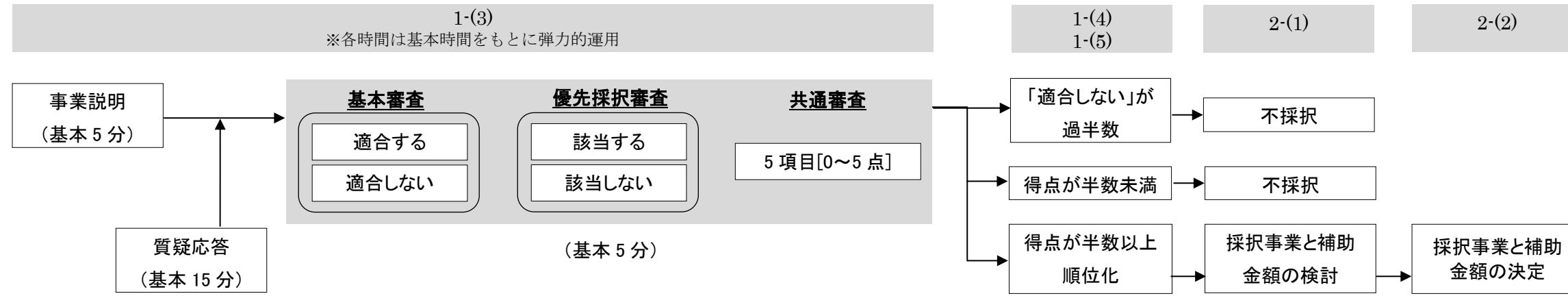
(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②共通審査の点数が満点の半数に満たない事業は、不採択とする。
- ③採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、金谷区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ④上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、金谷区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ⑤採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑥補助金額の上限は金谷区の予算の範囲内とし、下限は5万円とする。
- ⑦募集要項には、減額して交付決定を行う場合があることを記載する。

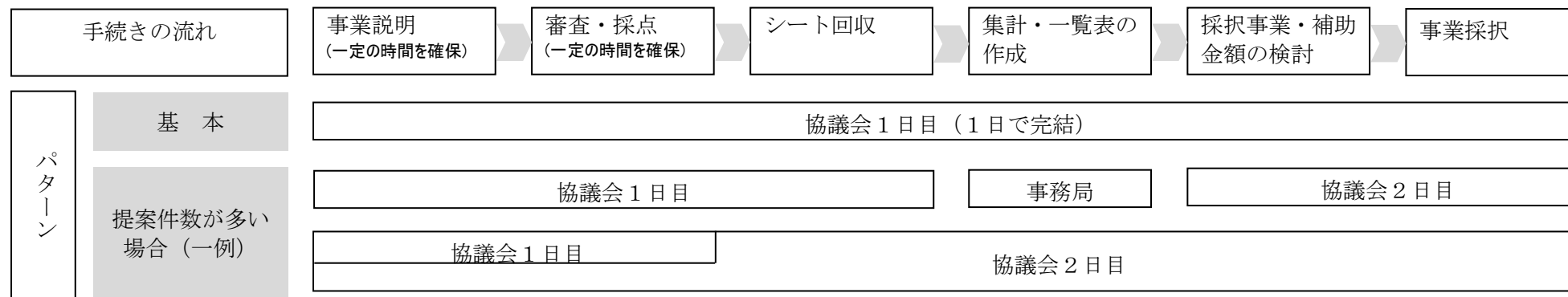
(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<補足1> 事業説明から採択までのイメージ



<補足2> 日程のイメージ (事業説明時間確保の視点)



【金谷区】地域活動支援事業 審査・採点シート（案）

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2 基本審査

地域活動支援事業の目的と合致しているか（地域の課題解決・活力向上に資するものか）

※判断の視点（該当する方に☑を入れてください）

地域の課題解決に	<input type="checkbox"/> つながる	<input type="checkbox"/> つながらない（具体的な理由）
地域の活力向上に	<input type="checkbox"/> つながる	<input type="checkbox"/> つながらない（具体的な理由）
自発的・主体的な地域活動で	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない（具体的な理由）

※**太枠内**の項目で一つでも☑がある場合は「適合しない」とする

適合する

適合しない ←

3 優先採択審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	-------------------------------	--------------------------------

4 共通審査

※採点は、0点から5点の**整数**で5点満点です。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い		
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____ _____ _____ _____	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 地域の実情や住民要望に対応したものか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか 	_____ _____ _____ _____	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	_____ _____ _____	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	_____ _____ _____	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。